

社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

令和6年度（全期分）

子ども食堂運営助成金 申請の手引き



世田谷区社会福祉協議会

● 支えあい ● 心をつなぐ ● 合い言葉 ●

1. 運営助成金の目的

共働き家庭やひとり親家庭等で遅くまでひとりで過ごす子どもたちの『孤食』や経済的理由による『欠食』の状況にある子どもたちを中心に、安心できる居場所として、区内で無料または安価な料金で食事の提供等を行う『子ども食堂』を運営する団体に、世田谷区社会福祉協議会は、その食材費を助成いたします。

※子ども食堂運営支援事業において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。

2. 対象となる団体

助成の対象となる団体は次に掲げる条件を満たす団体です。

- (1) 世田谷区内の地域住民が運営主体となり、人員および運営体制が整っていること。
- (2) 子どもの食事の提供を中心とし、子どもの居場所づくり、貧困対策、孤立防止、子育て支援、多世代交流支援等、地域の課題に取り組んでいること。
- (3) 原則月2回以上定期的に実施し、次年度以降も継続して実施していく予定があること。
- (4) 世田谷区内で開催し、開催場所が固定されていること。
- (5) 参加する子どもたちが主に世田谷区内在住者であること。
- (6) 子どもに無料または低額で食事を提供すること。
- (7) 子どもの成長や地域住民との交流を図れるプログラムを提供すること。
- (8) 特定の者に固定せず、幅広く子どもが参加できるように広報活動を行なうこと。
- (9) 子ども食堂の開催に対する活動保険へ加入すること。
- (10) 活動場所の環境や運営時間等に配慮するとともに、安全の確保を図ること。
- (11) 衛生面について、食品衛生法をはじめとする諸法令等を遵守した運営を行なうこと。
- (12) 社会福祉協議会の開催する子ども食堂連絡会に参加すること。

※新しく立ち上げを行なう団体についてもご相談ください。

3. 守っていただくこと

助成金を受ける際には、下記の内容についてお守りください。

- (1) 事業の開始前に管轄の保健所に相談し、食品衛生管理等の指導・助言を求めること。
- (2) 食品の安全確保を図るため、食品衛生法(昭和22年法律第233号)及び各種法令等に基づく適切な衛生管理体制を確保すること。
- (3) 参加する子どもの食物アレルギーの有無を確認し、食材の確保に十分注意すること。
- (4) 事故発生時の対応方法や連絡体制をあらかじめ定めるとともに、主催者等の間で周知が徹底されるよう努めること。
- (5) 主催者等が参加者の相談に応じるとともに、必要に応じて関係機関につなぐよう努めること。
- (6) 食事提供の対価として食事代を徴収する場合に、本事業の目的等を勘案して適切な金額等の設定を行っていること。また営利目的では行わないこと。
- (7) 子ども食堂は必要に応じ、適切かつ安全な運営に関して本会及び保健所等の指示を受けること。
- (8) 個人情報の適正な管理に十分配慮し、事業の実施に関する主催者等が業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、個人情報の厳格な取扱いを行うこと。

4. 事業の実施期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日まで

5. 対象経費・助成金額

(1) 対象となる経費は、**食材費のみ**となります。

※その他の経費は対象外となります。

(2) 運営助成金額

1か月の開催回数	金額
月2回以上開催	上限 150,000 円

※上記開催回数より少ない団体に関しましては、助成金額に変更がございますので、地域社協課 調整係 (03-5429-2233) までお問合せ下さい。

6. 申請及び交付について

申請受付期間: 令和6年5月1日(水)～5月17日(金)まで(必着)

申請には、次に掲げる書類を提出してください。

(このほか、必要に応じて書類の提出を求める場合があります)

(1) 子ども食堂運営助成金交付申請書 【第1号様式】

(2) 令和5年度決算書及び活動報告書

※指定の様式は特にございませぬ。団体で使用している書式でご提出してください。

※今年度より開催する団体につきましては、提出は不要です。

(3) 令和6年度予算書及び活動計画書

※指定の様式は特にございませぬ。団体で使用している書式でご提出してください。

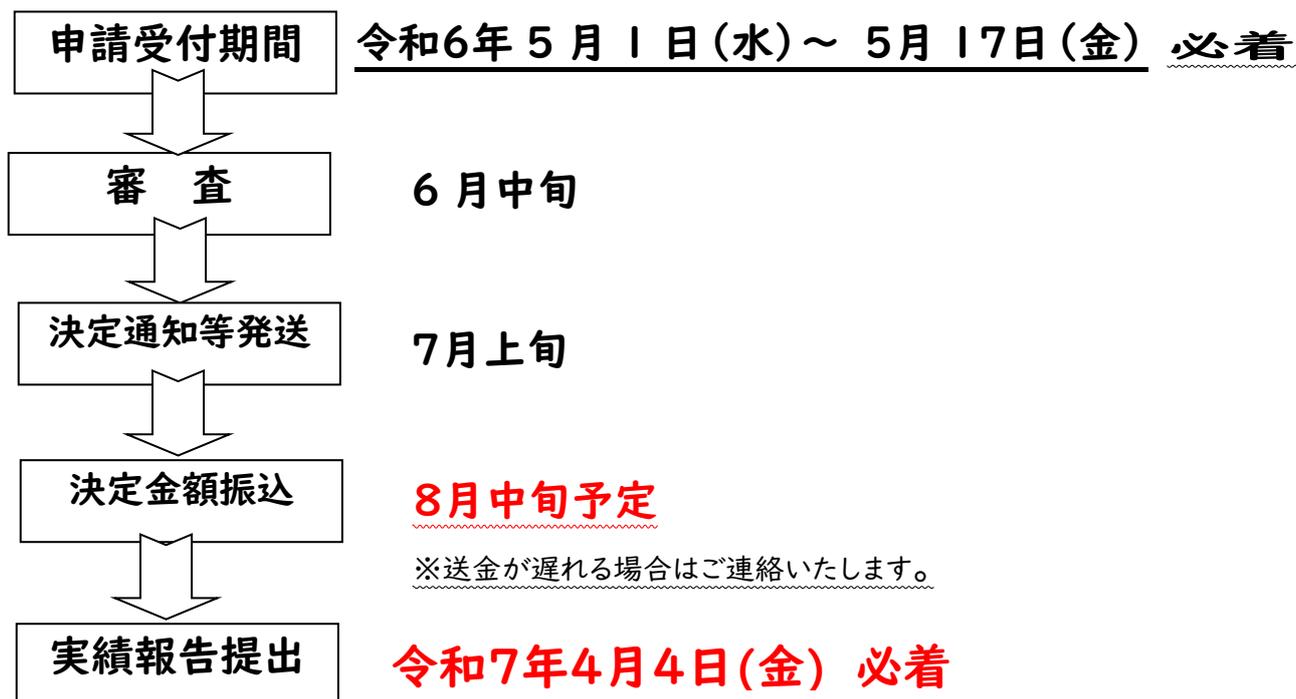
(4) 会則、規約、設立趣意書またはそれに準ずるもの

(5) 会報、通信、チラシその他広報物

(6) 団体の金融機関口座 通帳コピー (口座名に子ども食堂名が記載されているもの)

※代表者等の個人名口座やNPO法人等の本部の口座の使用は不可となります。

7. 申請からの流れ



※返金がある場合は、令和7年3月14日(金)までにご連絡ください。

(1) 申請にあたっての注意事項

※申請書に記入していただいた個人情報は、世田谷区社会福祉協議会の「個人情報保護に関する方針」に従い、本助成金の目的以外に、子ども食堂支援に関する連絡会及び研修事業等のご案内に利用させていただくことがあります。

※年間 1団体1件の申請です。



(2) 相談・提出先

※申請の際は、地域社協課調整係へ郵送またはご持参ください。

今年度より提出方法・提出先が変更となりましたのでご注意ください。

8. その他

- (1) 下記の内容に該当する場合は、運営助成金の対象となりません。
- ①暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。（以下「暴排条例」という）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団と関係する団体であること。
 - ②法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成委員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいること。
 - ③公序良俗に反する活動を行うこと。
 - ④子ども食堂を実施する際に**特定の政党又は政治団体のための活動又は特定の宗教のための活動**を行うこと。
- (2) 運営助成金交付決定後、下記の内容があった場合、取り消しとなります。ご注意ください。
- ①偽り又はその他不正の手段により交付を受けたとき。
 - ②**子ども食堂運営助成金をその対象となる事業以外の用途に使用したとき。**
 - ③実績報告による事業の成果又は事業費の実績額が交付申請の内容を著しく下回るとき。
 - ④子ども食堂運営助成金の交付決定の内容、これに付した条件、子ども食堂運営助成金の規程に基づく指導に従わないとき。
 - ⑤前年度の実績報告の提出が連絡もなく遅れた又は提出がない団体。
- (3) 開催場所やスタッフの確保（例：学習支援で学生ボランティアさんがほしい）について、
その他のご相談がございましたら、全頁の各地域社協事務所連絡先までご連絡ください。
- (4) 提出書類の不備、遅延が著しい場合などは、翌年度以降の申請をお断りする場合があります。ご承知おきください。
- ・年2回世田谷区社会福祉協議会で開催する研修会等への参加をお願いいたします。
日程につきましては、都度お知らせいたします。



《よくあるご質問 Q&A》

Q 他のファンドなどから助成を受けている場合でも申請できるのでしょうか？

A 申請できます。

ただし、世田谷区社会福祉協議会が実施している他の助成または補助を受けている場合は申請できません。（他団体からの助成を受けている場合、そちらの規定もよくご確認ください。）

Q 助成金を受けた後、予定していた事業が変更になった場合は？

A 担当窓口にご相談の後、変更届（定形）および必要書類をご提出いただきます。

その上で変更後の事業内容、支出項目が対象かどうかを再審査し、助成金使用の可否を決定します。ただし、受理した場合においても、決算額が予定よりも下回った際は、一定額の返金を請求することもあります。また事前に変更届提出をせず事業を実施した場合も、助成金の返金を請求する場合がありますので、事業内容に変更がある場合は必ず事前にご相談ください。



この助成金は、地域の皆さまから頂きました

「歳末たすけあい・地域支えあい募金」、「赤い羽根共同募金」
を財源としています。

歳末たすけあい・地域支えあい募金、赤い羽根共同募金についての詳しい事業内容は、社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会「ホームページ」をご覧ください。

<http://www.setagayashakyo.or.jp/service/support/page05>

～社会福祉協議会からのお願い～

・コロナ禍以降、衛生面等の配慮などで運営も大変かと思えます。何か運営面、参加しているお子さんや保護者の方のことで困っていることや心配な事がございましたらいつでもご連絡ください。

・開催場所周囲の環境（自転車の駐輪方法等）や開催時間には、十分な配慮を頂き、開催場所周辺の住民への情報提供などをして近隣へのお気遣いと理解を心がけてください。





ご相談等の際には、電話で連絡の上、お越しく下さい。お待ちしております。

<問合せ先>

社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会 地域社協課 調整係
〒157-0066 世田谷区成城6-3-10 成城6丁目事務所棟 4階
電話 03-5429-2233 FAX 03-5429-220